

## 【介護保険料の算定方法】 【令和3年度から令和5年度】

所得段階	年間保険料額	基準額に対する割合	対象者	
第1段階	21, 056 円	基準額×0. 3	本人が市民税非課税	・生活保護受給者 ・本人の前年の公的年金等の収入金額と前年のその他の合計所得金額の合計額が80万円以下
第2段階	35, 094 円	基準額×0. 5		本人の前年の公的年金等の収入金額と前年のその他の合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下
第3段階	49, 131 円	基準額×0. 7		本人の前年の公的年金等の収入金額と前年のその他の合計所得金額の合計額が120万円超
第4段階	63, 169 円	基準額×0. 9		本人の前年の公的年金等の収入金額と前年のその他の合計所得金額の合計額が80万円以下
第5段階	70, 188 円	基準額 (70, 188円)		本人の前年の公的年金等の収入金額と前年のその他の合計所得金額の合計額が80万円超
第6段階	84, 225 円	基準額×1. 2	本人が市民税課税	本人の前年の合計所得金額が120万円未満
第7段階	91, 244 円	基準額×1. 3		本人の前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満
第8段階	105, 282 円	基準額×1. 5		本人の前年の合計所得金額が200万円以上290万円未満
第9段階	119, 319 円	基準額×1. 7		本人の前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満
第10段階	126, 338 円	基準額×1. 8		本人の前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満
第11段階	133, 357 円	基準額×1. 9		本人の前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満
第12段階	140, 376 円	基準額×2. 0		本人の前年の合計所得金額が600万円以上

### 【注意事項】

#### 【介護保険料の決め方】

必要な介護サービス費用の見込みに基づき、基準額（年額70, 188円）を算出しています。  
基準額とは、65歳以上の方が負担する保険料総額を、65歳以上の方の人数で割った額をいいます。  
みなさんの介護保険料は、基準額をもとに、本人および世帯員の市民税課税状況と、本人の合計所得金額等により、12の段階により決定されます。

#### 【世帯】

原則として、当該年度の4月1日現在の住民基本台帳の世帯で判定します。  
ただし、当該年度の4月2日以降に65歳になられた方は65歳になられた日現在の世帯、三次市に転入された方は転入日現在の世帯で判定します。

#### 【公的年金等の収入金額】

老齢・退職年金などの課税対象となる公的年金等収入金額です。  
障害年金・遺族年金など非課税の年金は除きます。

#### 【その他の合計所得金額】

介護保険料の算定に使用する合計所得金額から、公的年金等の雑所得の金額を除いた額です。

#### 【介護保険料の算定に使用する「合計所得金額】

合計所得金額から、租税特別措置法に規定する土地等の譲渡所得がある場合に、それにかかる特別控除額を控除した額をいいます。  
また、地方税法に規定する合計所得金額とは、損失の繰越控除をしないで計算した総所得金額（事業所得、給与所得、雑所得等）等各所得の合計額をいいます。  
また、給与所得または公的年金等にかかる所得がある場合は、これらの所得金額から10万円を控除します。  
所得とは、年金収入では「課税年金収入額」から「公的年金等控除」を、給与収入では「給与収入額」から「給与所得控除」を、事業収入では「事業収入額」から「必要経費」を控除した後の金額のことです。  
このため、「基礎控除」、「社会保険料控除」、「医療費控除」、「障害者控除」などの所得控除額を控除した後の課税総所得金額とは異なります。  
なお、合計所得金額がマイナスになる場合は、0円として取り扱います。

法改正により、令和元年10月の消費税引上げによる低所得者の第1号保険料軽減が強化され、第1・第2・第3段階の基準額に対する割合が軽減されています。